

興部町における技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月策定

1 取組方針策定の目的

地方自治体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べて高額なのではとの国民等からの厳しい批判・指摘がなされ、適正な給与制度の確立と運用が求められています。

このことから、総務省の「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部長通知）及び「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部給与能率推進室事務連絡）に基づき、技能労務職員の給与等について総合的な点検を行い、適正な給与制度の確立と運用を図るため、本町の技能労務職員の給与等に関する取組方針を策定するものです。

1 現 状

（1）職種ごとの人数・平均年齢・平均給与月額データ

（単位：千円）

職 種	職員数	平均年齢	平均給与月額	備考
運転手	3	54.7歳	374.7	
公務補	1	42.0歳	—	

※データは、平成20年4月1日現在です。

※平均給与月額とは、基本給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当を含んだ額となっています。

※職員数が1人である職種区分の平均給与月額は、個人情報保護のため公表はしておりません。

（2）民間従業員の職種ごとの平均年齢・平均給与月額データ

（単位：千円）

職 種	平均年齢	平均給与月額	備考
調 理 士	43.4歳	244.8	
自家用乗用車運転手	50.6歳	257.2	
守 衛	59.4歳	187.3	
営業用バス運転手	44.5歳	298.8	
廃棄物処理従業員	43.6歳	299.7	
用 務 員	53.6歳	225.9	

※ データは、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査の平成17年から平成19年の3カ年平均数値です。(廃棄物処理従業員と用務員のデータは都道府県単位では公表されていないため全国集計データ。その他は北海道集計データ。)

※ 本技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(3) 年齢別職員数

区分	20歳未満	20-25歳	26-29歳	30-35歳	36-39歳	40-45歳	46-49歳	50-55歳	56-59歳	60歳以上	計
職員総数	2	7	6	19	21	21	18	24	9		127
うち技能労務職員						1	1		2		4

※ 職員総数は、平成20年度地方公務員給与実態調査の数値です。

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表

一般行政職員と同じ行政職給料表を適用しています。

(国家公務員の行政職俸給表(一)の6級までと同じ)

イ 一般行政職員と同様に、対象者には、扶養手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等を支給しています。また、除雪作業等に従事する運転技術員には、その勤務の特殊性を考慮し特殊自動車運転手当を支給しています。

ウ 昇給基準

一般行政職員に準じて、毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

(1) 技能労務職員の給与関係については、昇格条件の基準級号俸を一般行政職員より高く設定し、上位級への到達を遅らせるなど、民間の従業員との均衡を考慮するとともに、国や北海道における同種の職員の給与等を勘案し、職務の性格や内容に相応しい給与水準となるよう適正化を図っていきます。

- (2) 技能労務職員の職員数については、事務事業の民間への移行や業務委託化等を推進し、退職者の不補充を基本として抑制を図っていきます。

3 具体的な取組み

(1) 定員について

行政改革に取り組む中で、集中改革プラン（平成 17 年度策定）の目標値の達成を基本とした一般行政職員の採用を進め、運転技術員については、これまで同様退職者不補充とします。

(2) 給与について

給与については、現行の取り扱いとしますが、国、道及び近隣市町の動向を踏まえ、適宜改正の判断をしていきます。

(3) 昇給・昇格について

一般職も含めた中で適正な給与制度の運用に努め、人事評価制度の導入について検討をしていきます。

4 その他

技能労務職員の高齢化が進み、また定年後の退職不補充により数年のうちには職員数も数名になってしまうことから、今後の労務職員に関する事務事業の性質や内容を十分精査したうえで、民間に委ねることが可能な業務については、積極的に民間委託等を推進していきます。

○ 技能労務職員数の推移

(単位：人)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
職員数	8	7	6	6	6	4	3	3	2	2
前年増減		△1	△1			△2	△1		△1	

※ 職員数は各年 4 月 1 日現在です。

※ 増減数は H 1 9 年度の 1 人を除き全て定年退職による減です。

※ 定年退職以外の H 1 9 年度の 1 人は一般行政職への職務換えです。